

全大阪生活と健康を守る会連合会との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

- 1 日 時 令和8年1月23日（金）13時00分 ～ 15時00分
- 2 場 所 浪速区役所7階会議室
- 3 団 体 名 全大阪生活と健康を守る会連合会
- 4 協議等の趣旨 平和と民主主義・くらしと健康を守る2026年度予算要望書
- 5 出 席 者
(団体側)
18人
(本 市)
福祉局 4人 IR推進局 2人 大阪港湾局 4人 計画調整局 3人
- 6 議 事
 - (1) 猛暑による熱中症対策について（項目番号9.（1）1. イ、ロ）
団体要望概要
 - ・エアコンが設置されていない世帯にはどのように注意喚起するのか。本市説明概要
 - ・エアコンが必要な状態にもかかわらず、何らかの事由によりこれを使用できない状態に置かれている世帯を把握した場合は、必要により施設入所を促すなど、必要な福祉施策につなげています。
 - (2) 加齢性難聴などの補聴器の購入費用の助成制度を実施・拡充すること（項目番号9.（1）11.）
団体要望概要
 - ・昨年の申請件数と助成対象を決定した件数、令和7年度の予算額を教えてください。
 - ・申請受付は福祉局での受付か。高齢者が対象の事業であり、身近な区役所で受付をするべき。
 - ・介護予防活動が条件となっているのはなぜか。
 - ・補聴器は高額である。25,000円は安いのではないか。本市説明概要
 - ・令和7年12月末時点で、313件の申請があり、まだ審査中のものもあるが、244件を助成対象として決定している。令和7年度の予算額は4,000万円。
 - ・迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請とし、業務のすべてを福祉局で実施している。区役所や区社協、地域包括支援センターなど、様々な場所で案内冊子や申請

書を配架し、広く周知に努めている。

- ・当事業は介護予防事業のひとつとして実施しており、難聴が原因で外出等が困難な方が、補聴器を活用することで介護予防活動等を行っていただくことを目的としている。
- ・65歳以上の高齢者に対して既に助成を行っている、他の指定都市や府内市町村の状況を踏まえ、25,000円を上限として設定した。

(3) 介護保険料について（項目番号16.（1）1.）

団体要望概要

- ・わずかな所得の増で非課税から課税となった場合、介護保険料決定の判定が段階制になっていることにより、介護保険料段階4段階から7段階に変更され、保険料負担が急激に重くなる可能性がある。これについて制度を改めるよう国に要望をしているか。

本市説明概要

- ・介護保険料の負担軽減については、あらゆる機会を捉え、国に要望している。

(4) 介護保険料について（項目番号16.（1）1.）

団体要望概要

- ・年金収入がわずかながら上がっており、そのことで介護保険料が上がってしまうと聞いている。年金が上がった以上に保険料として取られる額が増えるのは本末転倒ではないか。

本市説明概要

- ・個別の具体的事案については把握していないが、制度としては、年金収入が上がったことにより、介護保険料決定の所得指標も上げられており、影響は無いものと考えている。

(5) 介護保険料について（項目番号16.（1）1.）

団体要望概要

- ・大阪市の保険料段階は15段階となっているが20段階としている自治体もある。大阪市も高齢者の負担を軽減するため、もっと多段階化すべきではないか。

本市説明概要

- ・第10期介護保険事業計画策定に合わせ、検討していくことになる。

(6) 介護保険制度について（項目番号16.（1）2.）

団体要望概要

- ・高齢化の進展により、今後も介護が必要な方が増えていくが、費用負担について制度創設時からの硬直化した考え方では保険料負担など耐えられないところに来ていると思う。大阪市として制度を維持するため国に要望を行っているのか。

本市説明概要

- ・国に対しては市として毎年要望を行っており、令和7年度については最重点要望として実施した。

(7) 介護保険制度について（項目番号16.（1）2.）

団体要望概要

- ・介護保険料を引下げるための一般財源の繰入は違法となるのか？

本市説明概要

- ・法で違法であると明文化されていないものの繰り入れる割合が明文化されていることと、介護を社会全体で支えていくという制度創設の理念から、法に定められる以上の繰入を行うことは望ましくないと考えている。

(8) 介護保険利用料の軽減について（項目番号16.（1）3. イ）

団体要望概要

- ・施設入所時の食費等負担軽減制度の申請について、入所している高齢者の所得状況が頻繁に変動するわけがないにも関わらず、毎年通帳の写し等の挙証資料が求められる。手続きを行う家族等の負担になっているため見直してほしい。

本市説明概要

- ・手続きしていただくご家族等には大変が負担をおかけしているが、国制度によるものであるため、ご対応をお願いしたい。

(9) 介護保険料減免申請時の同意書について（項目番号16.（1）3. ハ）

団体要望概要

- ・介護保険料減免申請時に提出が必要である資産調査にかかる同意書について、法で決められたものであるのか。無くても減免は出来るのでないか？

本市説明概要

- ・生活困窮者にかかる減免については本市独自減免であるため、法の定めは無い。介護保険料は元々、所得の状況等により低所得者への軽減が行なわれているが、なお負担が重いと思われる方について、個別に所得や資産の状況を確認のうえ、必要がある方については、さらなる減免を行っている。減免制度を利用せず保険料を負担いただいている方との公平性の観点から、調査の必要性が生じたときのために同意書を提出いただいているものである。

(11) 「大阪府・大阪市は夢洲への『I Rカジノ』誘致はやめて、くらしや福祉・教育・災害施策に予算をまわすこと。大阪市は、土壌汚染対策費 790 億円の支出はやめること。」について（項目番号20.1.）

団体要望概要

- ・カジノはギャンブルであり、刑法上禁止されており、法務大臣の過去の答弁では、賭博の違法性に言及するものがあつた。国会や裁判所等における答弁・見解を基本的に重視すべきである。I Rにおけるカジノの違法性についてどう考え、モラル上どう受け止めているのか。
- ・回答書には、「世界最高水準」や「成長型I R」とあるが、国内でどういう事例があるか。
- ・I R施設の中でカジノが一番収入のある施設になると伺っているが、カジノ入場に関する制限を厳しくしてもI R事業が運営上問題ないという根拠は何か。

本市説明概要

- ・ I Rにおけるカジノについては、国での法制化の議論を経て制度設計がなされ、違法性が阻却されるよう賭博罪との整合性が図られているというのが国の見解であり、大阪 I Rは、I R整備法や規則等法令に則って運営することとなる。
- ・法令上、国内に I R施設を 3 つまで整備できることとなっているが、現時点では大阪のみ認定されているため、国内に比較できる事例はない。
- ・大阪 I Rでは、マイナンバーカードによる来訪者の入退場管理や入場回数制限措置、法令で規定されたカジノ規制を厳格に遵守することとしている。中核株主であるMGM社は、ラスベガス等でも I Rを運営し、その実績や知見を踏まえて大阪 I Rの計画を策定しており、これら厳しいカジノ規制の中でも事業が成立すると見込んで、多額の投資を行っているものと理解している。

(12) インフラ整備の公費負担について (項目番号 2 0 . 1 .)

団体要望概要

- ・ 夢洲の土壤汚染対策 788 億円は全て市が負担するのか。

本市説明概要

- ・ 土壤汚染対策や液状化対策等の土地課題の負担については、市の港営事業会計で負担する。

(13) 北港テクノポート線について (項目番号 2 0 . 2 .)

団体要望概要

- ・ 北港テクノポート線の市負担額はいくらか

本市説明概要

- ・ 令和 2 年度の工事再開後におけるインフラ部整備の市負担額は約 250 億円

(14) 淀川左岸線延伸部について (項目番号 2 0 . 2 .)

団体要望概要

- ・ 淀川左岸線 (2 期) について、市の負担額を教えてください。

本市説明概要

- ・ 淀川左岸線 (2 期) については所管が建設局であるため、把握していない。

(15) なにわ筋線について (項目番号 2 0 . 2 .)

団体要望概要

- ・ 市の負担額を教えてください。

本市説明概要

- ・ 約 600 億円である。